

納税に関する5つのお知らせ

01 「コンビニおよびスマートフォンアプリ収納」を開始します

4月から、納付書がコンビニおよびスマートフォンアプリ収納対応のバーコード付きのものに変わり、従来の金融機関などに加え、全国の主なコンビニエンスストアやスマートフォンアプリからも納付ができます。

(内容)

- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・保育所利用負担金
- ・放課後児童クラブ利用料
- ・学校給食費(4月からスマートフォンアプリによる納付も開始)

【利用できるコンビニエンスストア(順不同)】

例：セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、セイコーマート、ハセガワストアなど

【利用できるスマートフォンアプリ(順不同)】

PayPay、LINEPay、J-Coin、d払い、auPay、支払秘書

*詳細は、納付書裏面をご覧ください。

02 国民健康保険税も電子納付ができます



令和6年度課税分から、国民健康保険税の納付書表面に「eL-QR(地方税統一QRコード)」が印字され、電子納付が可能になります。

詳しい電子納付の方法については、「地方税お支払サイト」をご覧ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

03 令和6年度市税等納期限一覧表を作成しました



市役所収納課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所の窓口に備え付けています。

市公式ホームページからもダウンロード可能です。

問 市役所収納課収納管理係 [内線 142 ~ 145]

04 口座振替領収済確認通知書を廃止します



経費削減および省資源化のため、4月以降、市税等の「口座振替領収済確認通知書」の送付を廃止します。このため、令和6年4月下旬に送付する令和5年度分が最終の送付です。

今後、口座振替の結果は、預貯金通帳にてご確認ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

Q 車検用納税証明書はどうなるの？

「口座振替領収済確認通知書」の送付廃止にあわせて、車検用納税証明書の送付も廃止します。

軽自動車税の納付確認は、すでに電子化されているため、車検時の納税証明書の提示は不要となっているためです。

ただし、二輪の小型自動車(排気量250cc超)の電子化は令和7年に開始のため、二輪の小型自動車の令和6年5月末の口座振替分に限り、6月中旬頃に該当者へ納税証明書を送付します。

なお、車検用納税証明書の発行は可能ですので、必要な方は免許証または車検証を税務課窓口へお持ちください。

05 市税等を滞納している方に催告書を送付します

対象は、令和5年度分までの市税等を滞納している方です。

●発送日/4月19日(金)

●相談期間/4月22日(月)~5月2日(木)

(平日午前8時30分~午後5時)

納付困難な場合は、担当窓口へご連絡ください。

納付や相談がない場合は、財産差押・裁判手続などの滞納処分を実施します。

税等の納付
口座振替が
とっても
便利です